

第294回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和2年10月14日(月)15:00～15:07

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第294回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けず、後日、議事録を速やかに公開することとしたいと考えてございます。

それから、第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談をすることとする。このようにしたいと考えてございます。

以上、御確認いただければ幸いです。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、今、説明があったとおりにすることに、御異存ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議はありませんでしたので、今の説明のとおりにさせていただきます。

まず、議題1です。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてです。これは恒藤総務課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長　画面にも出ておりますが、お手元資料3を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてでございます。

内容を一言で申し上げますと、これまで何回か大臣が認可した特例を、さらに1か月延長するという内容でございます。先月と同様、6月以前の検針分は延長しないという内容

になってございます。これまでとほぼ同じ内容でございますが、ざっと御説明をさせていただきます。

まず、資料の5行目を御覧ください。このページの下に申請者が書いてございますが、これらの申請者から10月12日及び13日付けで大臣宛てに、通常の約款により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から当委員会に意見の求めがございました。

申請者は、11行目以下に記載のとおりでございます。これは、前回と同じでございます。

47行目から、「申請の概要」が記載してございます。

電気関係の申請は3種類ございます。まず①が、特定小売供給約款の特例ということで、これはいわゆる規制小売料金の特例でございます。旧一般電気事業者の小売会社が行うもの。それから②が、託送供給等約款の特例。③が、離島供給約款の特例でございまして、これらは、一般送配電事業者が行うものでございます。

64行目からがガスでございますが、①は、規制小売料金の特例でございまして、これは、大手ガス3社の小売部門が行うもの。それから②が、託送供給約款の特例。これは、ガス導管部門が行うものでございます。

次のページの75行目からが、今回の申請内容でございます。

まず、電気については、前回同様の内容でございますが、前回からの変更点は、85行目から書いてございますけれども、まず①、既に支払い期限を延長する措置を講じております7月～10月の検針分について、さらに1か月延長する。ただし、3月～6月の分については、今5か月延長しておりますが、それ以上の延長はしない。②として、新たに11月検針分の電気料金について、支払い期限を1か月延長する。こういう内容でございます。

それから、96行目からがガスでございます。これもほぼ前月と同じ内容となっております。前回9月からの変更点は、107行目から書いてございますが、既に支払い期限を延長する措置を講じているもののうち、7月～10月の検針分については、それをさらに1か月延長する。ただ、既に5か月に延長している2月～6月分については、それ以上の延長はしない。それで、新たに11月の検針分についても1か月延長するという内容でございます。ですので、前回と同じ内容を1か月ずらす内容となっております。

116行目から、その理由について申請書に記載された内容でございますが、3月に経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難となる需要家に対して支払い期日の延長等を行うよう要請があり、その後、緊急事態宣言は解除さ

れたものの、まだ感染拡大の防止と経済活動維持の両立に取り組んでいる目下の状況を踏まえ、本措置の適用期限をさらに1か月延長することが必要であるということでございます。

これについて大臣への回答でございますが、128行目に記載をしているとおり、事務局としては、本申請の供給条件について、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えておりますので、資料3-2のとおり異存がない旨、回答することとしたいと考えております。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。今の説明に対して、御質問、御意見ございますか。

(質問、意見等：なし)

今まで毎月繰返してきた内容ではありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御異存がないということですので、事務局から説明があったとおりの回答を経産大臣にすることにしたいと思います。

これをもちまして、第1部として予定していた議事は全部終了いたしました。

これで第1部を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——